

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、市議会議員(以下「議員」という。)及び市長の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(平14条例44・一部改正)

(議員及び市長の責務)

第2条 議員及び市長は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

(平14条例44・一部改正)

(政治倫理基準)

第3条 議員及び市長は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
- (3) その地位を利用しいかなる金品も授受しないこと。
- (4) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (5) 市民全体の奉仕者として行動すること。また、市民全体の代表者として、法令を遵守しその品位と名誉を損なう行為を慎むとともに、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

(平24条例67・平27条例55・一部改正)

(政治倫理審査会の設置)

第4条 政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、熊本市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員11人をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから市長が議会の同意を得て委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員の定数の3分の2以上の同意を要する。

(平14条例44・平24条例67・一部改正)

(守秘義務等)

第5条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。

- 2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。
- 3 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(平14条例44・一部改正)

(市民の調査請求権)

第6条 市民は、議員又は市長が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、規則で定めるところにより、有権者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。)の総数の200分の1以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議員に係るものについては議長に、市長に係るものについては市長に、調査を請求することができる。

- 2 議長は、前項の規定により議員に対する調査の請求を受けたときは、その書面の写しを市長に送付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により送付を受けたとき又は第1項の規定により自らに対する調査の請求を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。

(平24条例67・一部改正)

(倫理基準違反の審査)

第7条 審査会は、前条第3項の規定による審査を付託されたときは、当該事案の適否又は存否の審査を行い、審査会が必要と認める措置を勧告することができる。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 第1項の規定による勧告は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。

4 審査会は、第1項の規定による審査を終えたときは、審査結果の要旨を公表しなければならない。

(平14条例44・一部改正)

(資産報告書の提出)

第8条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、規則で定めるところにより、資産報告書の提出を求めることができる。

(議員又は市長の協力義務)

第9条 議員又は市長は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(照会)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して事案の実態を明らかにするものとする。

(虚偽報告等の公表)

第11条 審査会は、議員又は市長が第8条による資産報告書の提出をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

(収賄罪等宣告後における釈明)

第12条 議員又は市長が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までに定める罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議員については議会が、市長については市長が、市民に対する説明会を開かなければならない。この場合において当該議員又は市長は、説明会に出席し釈明することができる。

2 前項の説明会において、市民は、当該議員又は市長に質問することができる。

3 第1項に定める説明会の開催の手續その他その運営に関し必要な事項は、議会及び市長においてこれを定めるものとする。

(収賄罪等確定後の措置)

第13条 議員又は市長が前条の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会又は市長は、その名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 議会は、前項の当該議員に議会の名誉と品位を損なう重大な行為があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第134条及び第135条の規定に基づき懲罰を科することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議会又は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月19日条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた調査の請求に係る第7条の審査については、この条例による改正前の熊本市政治倫理条例(以下「旧条例」という。)第3条第3号及び第4号の規定は、この条例の施行後も、なお効力を有する。

3 この条例の施行の際現に旧条例第4条第3項の規定により委嘱された熊本市政治倫理審査会の委員である者は、施行日に、この条例による改正後の熊本市政治倫理条例(以下「新条例」という。)第4条第3項の規定により、熊本市政治倫理審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第4条第3項の規定により委嘱された熊本市政治倫理審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成27年7月3日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。